○厚生労働省告示第二百九十八号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和三年七月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改正後

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針

第１　基本認識

１　市場動向

少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成30年度には約43兆円に増大しており、そのうち、およそ38％にあたる約17兆円は、75歳以上に係るものである。

２　産業構造・業態の特徴

医療機関			179,416施設	令和元年10月１日時点
	病院		8,300施設	
	一般診療所		102,616施設	
		有床診療所	6,644施設	
		無床診療所	95,972施設	
	歯科診療所		68,500施設	
		有床診療所	20施設	
		無床診療所	68,480施設	
歯科技工所			21,004施設	平成30年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所			90,688施設	
柔道整復の施術所			50,077施設	
訪問看護ステーション			9,665施設	令和２年12月時点
助産所			2,523施設	令和元年３月末日時点

３　（略）

第２　経営力向上の実施方法に関する事項

１　支援対象

医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、組織の活力の向上による人材の有効活用、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のためのデジタル技術の活用その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二

改正前

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針

第１　基本認識

１　市場動向

少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成29年度には約43兆円に増大しており、そのうち、およそ37％にあたる約16兆円は、75歳以上に係るものである。

２　産業構造・業態の特徴

医療機関			179,090施設	平成30年10月１日時点
	病院		8,372施設	
	一般診療所		102,105施設	
		有床診療所	6,934施設	
		無床診療所	95,171施設	
	歯科診療所		68,613施設	
		有床診療所	21施設	
		無床診療所	68,592施設	
歯科技工所			21,004施設	平成30年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所			90,688施設	
柔道整復の施術所			50,077施設	
訪問看護ステーション			10,856施設	令和２年３月時点
助産所			2,545施設	平成31年３月末日時点

３　（略）

第２　経営力向上の実施方法に関する事項

１　支援対象

医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、組織の活力の向上による人材の有効活用、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のためのデジタル技術の活用その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八

条第六項に規定する特定事業者等（以下「特定事業者等」という。）が事業承継等（法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。以下同じ。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組及び他の事業者の事業を承継するもののうち、事業承継等による経営資源の組合せを通じた労働生産性の向上を目的とする取組を支援対象とする。	号。以下「法」という。）第二条第十一項第九号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。
２　経営力向上に係る指標 多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。 このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ＩＣＴの活用等によるコストの削減その他の各特定事業者等において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。	２　経営力向上に係る指標 多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。 このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ＩＣＴの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。
３　経営力向上に係る事業の実施に当たり留意すべき事項 特定事業者等は、経営力向上に係る事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を参照して自医療機関等の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営力向上に係る事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。	（新設）
第３　経営力向上に関する事項	第３　経営力向上に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項	３　経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項
一　事業基盤の維持 特定事業者等は、人員削減を目的とした取組を法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。	一　事業基盤の維持 事業者は、人員削減を目的とした取組を法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。
二　経営力向上計画の進捗状況の把握 特定事業者等は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。	二　経営力向上計画の進捗状況の把握 事業者は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。
三　（略）	三　（略）
四　信頼性のある計算書類等の作成及び活用 特定事業者等は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。	四　信頼性のある計算書類等の作成及び活用 事業者は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。
五　地域経済の健全な発展 特定事業者等は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。	五　地域経済の健全な発展 事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。
第４　医療分野経営力向上推進機関に関する事項	第４　医療分野経営力向上推進機関に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項	３　医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項
一　医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。	一　医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小規模の医療機関等を支援対象から外すことのないようにすること。
二　（略）	二　（略）